

## 宮城県公報

行 政 発 行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 告 示

○県営土地改良事業計画の縦覧

(農村振興課)

一

○県営土地改良事業換地計画の縦覧(二件)

(農村整備課)

一

○保安林の指定

(森林整備課)

二

○都市計画変更の図書の写しの縦覧

(都市計画課)

二

## 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件)

(契約課)

二

## 教 育 委 員 会

○教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則を廃止する規則

三

## 告 示

○宮城県告示第四百八十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により県営深谷西地区土地改良事業(区画整理事業)計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和四年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年六月二十一日から令和四年七月二十日まで

## 三 縦覧場所

石巻市役所及び石巻市河南総合支所、東松島市役所本庁舎及び鳴瀬庁舎

○宮城県告示第四百八十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業気仙沼地区大谷工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和四年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年六月二十二日から令和四年七月二十一日まで

三 縦覧場所

気仙沼市役所

○宮城県告示第四百八十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業田尻西部地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和四年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年六月二十二日から令和四年七月二十一日まで

三 縦覧場所

大崎市役所

○宮城県告示第四百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林に指定する。

令和四年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

黒川郡大郷町東成田字三堂沢二の六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び大郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百八十七号

大和町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和四年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道

2 名称

大和町流域関連公共下水道

縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和四年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 除雪トラック（四t級） 三台

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和四年五月十三日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 いすゞ自動車東北株式会社 宮城県仙台市宮城野区中野四丁目十番十四号

五 落札金額 五千四十万円（消費税及び地方消費税を除く。）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和四年四月二十二日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和四年六月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 凍結防止剤散布車（湿式・三t級） 二台

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和四年五月十三日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社NICHIIJO 東北営業所 宮城県仙台市若林区新寺一丁目二番二十六号

五 落札金額 四千七百四十万円（消費税及び地方消費税を除く。）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札  
七 入札の公告を行った日 令和四年四月二十二日

### 教育委員会

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和四年六月二十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第十九号

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則を廃止する規則

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成二十一年宮城県教育委員会規則第七号）  
は、廃止する。

附 則

この規則は、令和四年七月一日から施行する。